

第七四回

参第九号

経済変動に伴う雇用不安の緩和等に関する緊急措置法（案）

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 失業防止のための緊急措置（第二条 - 第八条）

第三章 失業者の就労保障のための緊急措置（第九条 - 第十一条）

第四章 緊急融資及び賃金等の支払保障（第十二条 - 第十五条）

第五章 罰則（第十六条 - 第十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、最近における経済事情の著しい変動により多数の企業の経営が困難となつているため多数の失業者が発生するおそれがある現状にかんがみ、就労者の失業を防止し、及び失業者の就労の機会を確保するための緊急措置等を講ずることにより、労働者の生活の安定を図ることを目的とする。

第二章 失業防止のための緊急措置

（使用者の努力義務）

第二条 使用者は、みだりに経済事情の著しい変動により企業の経営が困難になつたことを理由として労働者を解雇することがないように努めなければならない。

2 使用者は、臨時に雇用する労働者又は労働時間が一般の労働者より短く定められている労働者を一般の労働者と差別して解雇することがないように努めなければならない。

（整理解雇の届出）

第三条 使用者が整理解雇（別表上欄に掲げるその常時使用する労働者の人数の区分に応じ、同表下欄に掲げる人数以上の労働者を三月の期間内に解雇することをいう。以下同じ。）をしようとするときは、あらかじめ、事業場の所在地を管轄する都道府県知事に対し、当該整理解雇について次に掲げる事項を届け出なければならない。

一 解雇しようとする労働者で当該都道府県の地域に所在する事業場に勤務するものの
氏名

二 当該労働者の解雇の予定日

三 当該労働者の再雇用の予約、再就職のあつせんその他解雇しようとする労働者の生活の安定に資するために講ずる措置

四 整理解雇の理由

五 当該整理解雇における労働者の選定基準

六 その使用者が常時使用する労働者の人数

七 当該整理解雇において他の都道府県の地域に所在する事業場に勤務する労働者を解

雇する場合にあつては、その事業場の所在地及び事業場ごとの解雇しようとする労働者の人数

八 その他労働省令で定める事項

- 2 使用者は、第一項の届出をした場合には、解雇しようとする労働者の属する労働組合があるときは、当該労働組合に当該届出に係る事項を通知するとともに、その雇用している労働者に当該事項を周知させるための措置をとらなければならない。

(解雇制限)

第四条 使用者は、次条第一項に規定する協議が調い、又は勧告がなされるまでは、労働者を整理解雇してはならない。ただし、次条第二項の規定による通知がなされた場合にあっては当該通知の日以後、当該通知がなされない場合にあっては当該届出の日から三月を経過した日以後は、この限りでない。

(勧告)

第五条 都道府県知事は、第三条第一項の規定による届出があつたときは、解雇されようとする労働者の意見を聴いて、使用者及び解雇されようとする労働者又は当該労働者の属する労働組合の間の当該解雇についての協議をあつせんするものとし、当該協議が調わないときは、当該事案を調査し、当該解雇が次の各号のいずれかに該当するときは、社会的に不当な解雇として、使用者に対し、解雇の取りやめ、再雇用の予約、再就職のあつせんその他労働者の解雇後の生活の安定に資するために必要な措置を勧告しなければならない。ただし、当該解雇について労働者の責に帰すべき事由等が存する場合は、この限りでない。

- 一 不当に組合活動の抑圧を目的とする疑いのある解雇、国籍、信条又は社会的身分を理由とする差別的取扱いの疑いのある解雇その他法令に違反する疑いのある解雇
- 二 当該解雇により当該事業場の所在する地域の住民の多数に著しい経済上の影響を与え、その回復が困難と認められる解雇
- 三 重度の身体障害者、原子爆弾被爆者等を扶養し、又は交通事故等により父を失つた子を含む母子家庭における生計を維持している労働者で他に収入、資産等がないものに対する解雇その他当該解雇により労働者の生活が著しく困窮するおそれのあると認められる解雇
- 四 社会的に相当と認められる額の退職金を支払わない解雇

- 2 都道府県知事は、当該解雇が前項各号のいずれにも該当しないと認めるとき及び同項ただし書の規定に該当すると認めるときは、使用者に対し、同項の勧告をしない旨を通知するものとする。

(関係都道府県知事の協議)

第六条 第三条第一項の規定による届出があつた場合において、当該整理解雇に係る事業場が二以上の都道府県の地域に所在するときは、関係都道府県知事は、前条に規定するあつせん、調査、勧告又は通知に関し互いに協議して適切な措置をとらなければならない

い。

(勧告に従わない場合の理由の開示)

第七条 使用者は、第五条第一項によりなされた勧告に従わないときは、当該勧告がなされた日から十日以内に、当該都道府県知事に対し、その理由を記載した書面及びその理由を明らかにする企業の経理状況を示す資料その他の資料を提出しなければならない。

2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項の規定により提出された書面及び資料を公表することができる。

(この章の規定の解釈)

第八条 本章の規定は、第三条第一項に規定する整理解雇及び第五条第一項各号に掲げる解雇のいずれにも該当しない解雇を使用者が行うことを容認する趣旨のものであると解釈してはならない。

第三章 失業者の就労保障のための緊急措置

(就労の機会の確保)

第九条 労働大臣は、失業対策事業の実施、公共事業への失業者吸収率の決定その他失業者の就労の機会を確保するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第十条 労働大臣は、緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号。以下「対策法」という。）第六条の規定による失業対策事業の計画及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（昭和四十六年法律第六十八号。以下「特別措置法」という。）第二十一条の規定による計画を樹立するに当たっては、就労の機会を増大するように特別の配慮をしなければならない。

2 労働大臣は、前条の規定による失業者吸収率、対策法第十二条の規定による失業者吸収率及び特別措置法第二十二条の規定による失業者吸収率相互間の調整を図るよう考慮しなければならない。

(関係地方公共団体等の長の意見の聴取)

第十一条 労働大臣は、対策法第六条の規定による失業対策事業の計画を樹立し、特別措置法第二十一条の規定による計画により就労の機会の増大を図るための事業を実施し、又は対策法第十二条若しくは特別措置法第二十二条の規定により地域別に失業者吸収率を決定するに当たっては、あらかじめ、関係地方公共団体等の長の意見を聴かなければならない。

第四章 緊急融資及び賃金等の支払保障

(緊急融資の制度)

第十二条 政府は、中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第一百五十四号）第二条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）である使用者が第四条の規定によりその解雇が制限され、又は第五条の規定による勧告に基づいて解雇を取りやめることとなつた労働者に対する賃金、休業手当その他これらに準ずる給付（「賃金等」という。以下同じ。）の支払に充てるための資金が不足した場合における当該不足に应付するための緊急

の融資に関する制度を、速やかに設けるように努めなければならない。

(労働債権支払保障基金)

第十三条 労働債権支払保障基金(「基金」という。以下同じ。)は、中小企業者である使用者が事業を廃止し、又は前条の規定に基づく制度による融資を受けることができない場合において、賃金等又は退職金を支払うことができず、又はその支払が遅滞したときに、当該使用者に代わつてこれらを支払うものとする。

2 基金の設置、組織、運営その他基金に関し必要な事項は、別に法律で定める。

(建設工事における元請負人の賃金等の支払保障)

第十四条 建設工事が数次の請負によつて行われている場合において当該建設工事の作業に従事する建設労働者(最も先次の請負契約における請負人である使用者(「元請負人」という。以下同じ。)に雇用される者を除く。)につき、賃金等の全部又は一部が支払われないとき又はその支払が遅滞すると見込まれるときは、当該建設工事に係る元請負人がその支払の責に任ずるものとする。

(賃金等の支払の確保)

第十五条 使用者は、経済事情の著しい変動により企業の経営が困難になつた場合においても、賃金等の支払を確保するように配慮しなければならない。

第五章 罰則

第十六条 第四条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第十七条 第七条第一項の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第十八条 第三条第二項の規定に違反して、通知せず、又は周知させるための措置をとらなかつた者は、一万円以下の罰金に処する。

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十年一月一日から施行する。

(廃止)

2 この法律は、その施行の日から三年以内に廃止するものとする。

(政府の措置)

3 政府は、就労者の失業の防止、失業者の就労の機会の確保及び休業手当等の支払保障に関する制度の確立のための法令の整備について検討を加え、その結果に基づいて、速やかに、必要な措置を講じなければならない。

別表(第三条関係)

常時使用する労働者の人数	解雇する労働者の人数
二十人未満	三人
二十人以上三百人未満	その雇用する労働者の総数の百分の十五

三百人以上	五十人
-------	-----

理 由

最近における経済事情の著しい変動に伴い失業者が多数発生するおそれがある状況にかんがみ、労働者の生活の安定を図るため、就労者の失業の防止、失業者の就労の機会の確保その他必要な措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。